

安城市水道事業給水条例及び安城市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 4 2 号

安城市水道事業給水条例及び安城市公共下水道条例の一部を改正する
条例

(安城市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 安城市水道事業給水条例（昭和 4 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 2 5 条第 1 項の表中

「	「		を	「	
	一般用 公衆浴場用 臨時用			一般用 臨時用	
	」			」	

「

を	6 9 0 円	に、	「 1 , 0 0 0 円 」	を	「 1 , 1 5 0 円 」	に、	「 2 , 5
」							」

0 0 円 」を「 2 , 8 8 0 円 」に、「 7 , 6 0 0 円 」を「 8 , 7 4 0 円 」に、「 1

2 , 2 0 0 円 」を「 1 4 , 0 3 0 円 」に、「 2 7 , 0 0 0 円 」を「 3 1 , 0 5 0

円」に、「５０，０００円」を「５７，５００円」に改め、同表一般用の項中「
「
５０円」を「６５円」に、

９０円

を

１０５円

に、「１２
」
５円」を「１４０円」に、「１６５円」を「１８０円」に、「１９０円」を「２
０５円」に、「２１０円」を「２２５円」に改め、同表公衆浴場用の項を削り、
同表臨時用の項中「２８０円」を「２９５円」に改める。

（安城市公共下水道条例の一部改正）

第２条 安城市公共下水道条例（平成４年安城市条例第２３号）の一部を次のよう
に改正する。

別表中	「		
	公衆浴場汚水	１立方メートルにつき	
	臨時汚水	１立方メートルにつき	

「		
70円	を	
150円		
」		

臨時汚水	1立方メートルにつき
------	------------

１５０円

に改める。

」

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 第１条の規定による改正後の安城市水道事業給水条例第２５条第１項の表の規
定にかかわらず、使用水量の計量に係る期間に令和８年３月３１日を含む水道料
金については、なお従前の例による。

３ 第２条の規定による改正後の安城市公共下水道条例別表（安城市農業集落排水
処理施設の管理に関する条例（平成１０年安城市条例第１５号）第１７条第２項
において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、排除した汚水の量の算定

に係る期間に令和 8 年 3 月 3 1 日を含む公共下水道使用料及び排水処理施設使用料については、なお従前の例による。